

令和4年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(共創による地域交通形成支援事業)」
に係る補助事業者(執行団体)公募要領

令和5年3月10日
国土交通省総合政策局地域交通課

※本公募は、補助金の公募・審査・支払い等の執行実務を担う補助金執行団体を公募するものです。

国土交通省では、令和4年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(共創による地域交通形成支援事業)」を実施する補助事業者(執行団体)を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)(以下「補助金適正化法」という。))」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、国土交通省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただきます。併せて、国土交通省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 国土交通省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であつ

でも同様。)

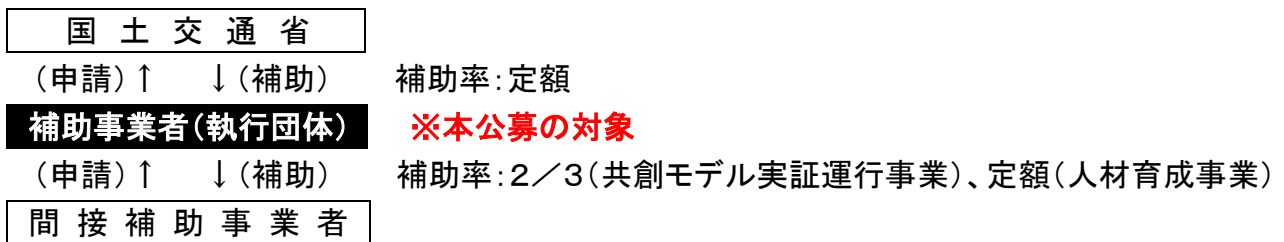
- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること)しようとする時は、事前に処分内容等について国土交通大臣の承認を受けなければなりません。
- なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

「共創による地域交通形成支援事業」は、交通を地域の暮らしと一体として捉え、その維持・活性化を目的として複数の主体が連携して行う取組の実証運行経費や、それらの取組等を普及・促進するための地域交通プロデュース・コーディネート人材育成に関する取組に要する経費等を支援し、様々な分野の「共創」による暮らしのための交通の創出や持続を図ることを目的とします。

1-2. 事業スキーム



1-3. 補助事業者が実施する事業の内容

(1) 間接補助事業者による共創事業計画等の策定支援

共創による暮らしのための交通の創出や持続に向けた「共創事業計画」や、地域交通全体をシーズ・ニーズ両面からプロデュース・コーディネートできる人材の育成に向けた「人材育成計画」を間接補助事業者が策定するにあたり、各種の相談対応等の支援を行います。

【具体例】

- ・ 間接補助事業公募開始時の周知
- ・ 間接補助事業者による共創事業計画及び人材育成計画作成時に係る相談・問合せ対応 等

(2) 審査・選定プロセスにおける事務局事業

応募案件の審査・選定が円滑に実施できるよう、応募案件の取りまとめや整理、審査委員会開催にあたっての日程・関係者調整を行い、選定後は速やかにその旨を周知します。

【具体例】

- ・ 公募期間終了後の応募案件の取りまとめ・整理
- ・ 審査委員会開催にあたっての日程・関係者(外部有識者を含む想定)との調整
- ・ 審査委員会終了後の選定事業の周知 等

(3) 選定事業実施の支援

(2)で選定された間接補助事業者が実施する「共創モデル実証運行事業」や「人材育成事業」について、補助金による助成を行います。

【具体例】

- ・ 間接補助事業者による補助金交付申請の受付・問合せ対応
- ・ 補助金交付申請内容の審査
- ・ 補助金交付決定の通知 等

(4) 共創事業計画等に基づく事業の周知及びPR

(3)で実施される補助事業内容について、他地域への展開・発展可能性を促進するため、現地取材等を通じた進捗フォローアップを実施するとともに、特設ホームページへの反映を行い、事業の周知やPRを図ります。

【具体例】

- ・ 選定事業の取材(現地・オンライン等)
- ・ 選定事業の進捗状況の確認・取りまとめ
- ・ 特設ホームページの更新による選定事業の紹介記事作成 等

1-4. 事業期間 交付決定日～令和6年3月31日

【2. 補助金交付の要件】

2-1. 採択予定件数 : 1件

2-2. 補助率及び補助額

補助率 : 定額

補助上限額 : 30億円

※事務経費は、事業費総額の8%(24千万円)を限度とする。

※最終的な実施内容、交付決定額については、国土交通省と調整した上で決定することとする。

【3. 応募手続き】

3-1. 応募資格

次の要件を満たす民間事業者等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください(ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません)。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、能力、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 国が本事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑤ 本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。

- ⑥ 本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること。
- ⑦ 応募事業者等の経営者又は役員が、暴力団等の反社会的勢力でなく、反社会勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合も対象外とする。
- ⑧ 法令順守上の問題を抱えていないこと。
- ⑨ 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3-2. 公募期間

令和5年3月10日(金)～令和5年3月24日(金)18時【必着】

3-3. 応募書類

- ・申請書(様式1) : 1部
- ・提案書(様式2) : 1部
- ・採択審査を行う上での必要書類 : 1部(会社概要・パンフレット、直近の財務諸表等)

※応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。なお、応募書類は返却いたしません。

※機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

※提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択取消となることがあります。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。期限に余裕をもって送付ください。

3-4. 応募書類の提出先

応募書類は、【10. 問い合わせ先】に電子メールによりご提出ください。

※郵送及び持参によるご提出は受け付けません。

※資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、要領等を熟読のうえ、ご提出ください。

※件名は「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(共創による地域交通形成支援事業)申請書」としてください。

【4. 審査・採択】

4-1. 審査方法

審査は、原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング等を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

4-2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 「3-1. 応募資格」の内容を満たしているか。

- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 提案内容について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 事業の実施方法、実施スケジュール等が現実的か。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ 本事業を複数事業者で実施する場合、他事業者との連携が円滑に遂行できる体制をとっているか。
- ⑧ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑨ 本事業の関連分野に関する専門的知見を有しているか。
- ⑩ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

4-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、国土交通省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【5. 実施体制の把握】

事業の実施体制を確認する必要があるため、交付申請時及び事業完了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、補助事業の一部を第三者に委託・外注している場合については、契約先の事業者(ただし、税込み100万円以上の取引に限る。)の事業者名、補助事業者との契約関係、契約金額、契約内容(業務の範囲)を記述した実施体制資料を添付してください。当該資料は、交付決定時及び確定検査の際に確認する資料とします。第三者の委託・外注先からさらに委託・外注をしている場合(再委託・再外注を行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る。)も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください(再々委託先については金額の記載は不要)。

その他、補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について国土交通省との調整を経て決定することとします。

<実施体制資料の記載例>

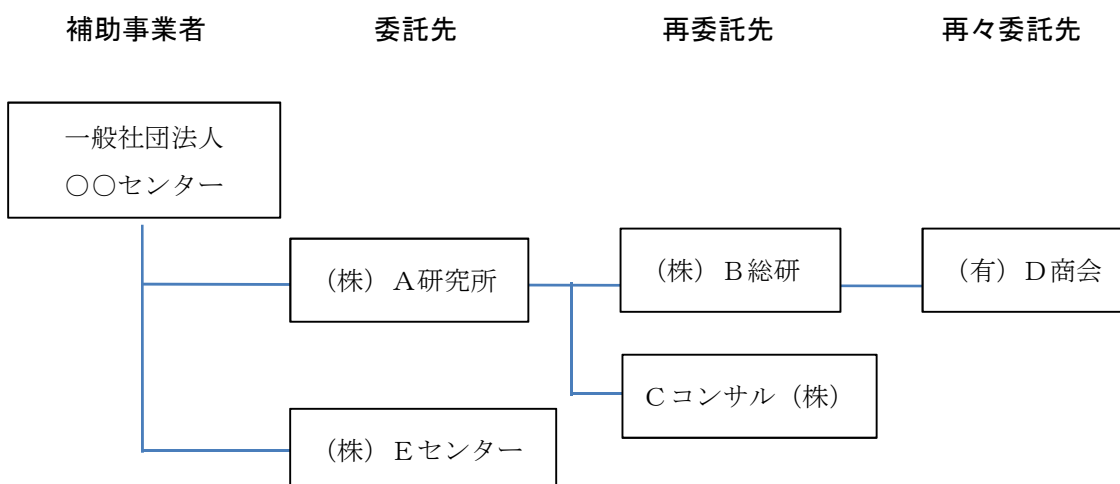
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに、実施体制図も併せて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、契約金額、契約内容が分かる資料であれば、様式は問いません。

実施体制(税込み100万円以上の請負・委託契約)

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	契約内容(業務の範囲)
(株)A 研究所	委託先	東京都〇〇区…	※円単位で表記。	※できる限り詳細に記載すること。
(株)B 総研	再委託先((株)A研究所の委託先)	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
C コンサル(株)	再委託先((株)A研究所の委託先)	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
(有)D 商会	再々委託先((株)B総研の委託先)	上記記載例参照	記載不要(※)	上記記載例参照
(株)E センター	委託先	東京都××区…	※円単位で表記。	※できる限り詳細に記載すること。

(※)(有)D商会については、補助事業者からみると再々委託先になるので契約金額の記載は不要。

実施体制図(税込み100万円以上の請負・委託契約)



【6. 補助対象経費の計上】

6-1. 補助対象経費の区分

補助対象経費の区分	内容	補助率・補助上限額
共創モデル 実証運行事業 (間接補助事業)	①. 地方公共団体と交通事業者の連携(官民共創) ②. 交通事業者間での連携(事業者間共創) ③. 交通事業者等と分野の垣根を超えた多様な関係者の連携(他分野共創) 上記で示す事業を実施する際の、基礎データの収集・分析経費、協議会の開催経費、システム構築費、車両の購入・改造経費、実証運行に要する経費の一部を助成する事業に要する経費	2/3(上限:1億円)
人材育成事業 (間接補助事業)	地域交通分野における知見やノウハウを活用し実施されるセミナーや現地スタディ等、地域交通をプロデュース・コーディネートする人材を育成するための取組の企画・運営に要する経費を助成する事業に要する経費	定額(上限:3千万円)
事務経費 (直接補助事業)	上記事業の実施にあたり間接補助事業者が作成する共創事業計画等の作成に関する相談支援、共創事業計画等に基づき実施される事業に対する補助金による助成並びにその進捗状況のフォローアップや事例の周知・PRを行うための現地取材等に要する経費や既存特設ホームページの更新に要する経費 労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱、水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの(公租公課等)	定額(上限:24千万円)

6-2. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下、消費税等という。)が含まれている場合、補助金交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

【7. 交付決定】

採択された申請者が、国土交通大臣に補助金交付申請書を提出し、それに対して国土交通大臣が交付決定及び交付決定を通知した後、事業開始となります(補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません)。なお、採択決定後から交付決定までの間の協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【8. 補助金の支払い】

8-1. 支払い時期

補助金の支払いは、基本、事業完了後の精算払となります。

※交付決定後、事業完了前の支払い(概算払)を希望する場合は、財務省の承認を受ければ可能です。
資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払を希望する場合は、担当者にご相談ください。

8-2. 補助金の額の確定方法

事業完了後、事業者が提出する実績報告書に基づき、必要に応じ現地調査を行い、補助金の額を確定します。

補助金の額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であつて実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容について厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

【9. その他注意点】

- ① 補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、補助金交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、交付決定後、補助事業を開始される際に国土交通省と調整した上で決定することとします。

- ② 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③ 補助事業終了後において間接補助事業者に係る手続き(各種報告、財産処分承認申請等)が発生する場合には、補助事業者(執行団体等)の責任及び負担により実施することになります。
- ④ 間接補助事業者における補助対象経費計上の消費税の除外については、「6-2. 補助対象経費からの消費税額の除外」の記載と同様に行ってください。
- ⑤ 補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

【10. 問い合わせ先】

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省総合政策局地域交通課

「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(共創による地域交通形成支援事業)」担当

E-mail: hqt-kyousoup@ki.mlit.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(共創による地域交通形成支援事業)」としてください。

他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。